

# 県税事務所からのお知らせ

## 法人県民税・事業税の税率改正について 地方法人特別税の廃止及び特別法人事業税の創設について

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税法人税割及び、法人事業税所得割・収入割の税率が改正されました。(県民税均等割と事業税付加価値割及び資本割の税率に変更はありません)

同時に、法人事業税と併せて申告いただいていた「地方法人特別税」が廃止され、新たに「特別法人事業税」が創設されました。(申告方法は地方法人特別税と変わりません)

税率については下記のとおりです。

### ●法人税割

法人等の区分	H26.10.1以後に開始する事業年度	R元.10.1以後に開始する事業年度
1. 資本金額(出資金額)が1億円を超える法人 2. 課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 3. 保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
上記以外の法人	3.2%	1.0%

### ●法人事業税

区 分	所得等の区分	H26.10.1以後に開始する事業年度	H27.4.1以後に開始する事業年度	H28.4.1以後に開始する事業年度	R元.10.1以後に開始する事業年度	
普通法人 外形標準課税対象法人は除きます。	年400万円以下の所得	3.4%			3.5%	
	年400万円を超え800万円以下の所得	5.1%			5.3%	
	年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人(※1)	6.7%			7.0%	
特別法人(※2)	年400万円以下の所得	3.4%			3.5%	
	年400万円を超える所得 軽減税率不適用法人(※1)	4.6%			4.9%	
電気・ガス供給業、保険業	収入金額	0.9%			1.0%	
外形標準課税対象法人	所得割	年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
		年400万円を超え800万円以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
		年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人(※1)	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
	付加価値割	0.48%	0.72%	1.2%		
	資本割	0.2%	0.3%	0.5%		

(※1) 軽減税率不適用法人：3以上の都道府県に事業所を有し、資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人

(※2) 特別法人：地方税法第72条の24の7第5項に定める法人(農協・信用金庫・中小企業等協同組合・医療法人等)

### ●地方法人特別税(R元.9.30以前に開始する事業年度まで)

法人区分	課税標準	H28.4.1以後に開始する事業年度	R元.10.1以後に開始する事業年度
外形標準課税対象外法人	所得割額	43.2%	廃止
特別法人		43.2%	
外形標準課税対象法人		414.2%	
収入金額課税法人	収入割額	43.2%	

### ●特別法人事業税(R元.10.1以後に開始する事業年度から)

法人区分	課税標準	R元.10.1以後に開始する事業年度
外形標準課税対象外法人	所得割額	37.0%
特別法人		34.5%
外形標準課税対象法人		260.0%
収入金額課税法人	収入割額	30.0%

# 県税事務所からのお知らせ

## 令和元年10月から「地方税共通納税システム」がスタート

令和元年10月1日から、地方税共通納税システムを用いれば、全ての地方団体に納税ができます。

金融機関の窓口等での納付が不要になるほか、複数の地方団体への一括納税が可能となるなど納付事務の負担が軽減されます。手続き等は、地方税ポータルシステム（e L T A X）にお問い合わせください。

電話 0570-081459      ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

## 大法人の電子申告による申告書等の提出義務化について

大法人が、令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告書を提出する場合、電子申告（e L T A X）により提出しなければならないこととなりました。電子申告で提出されなかった場合は、不申告として取り扱われます。

大法人とは、内国法人のうち、事業年度開始時において、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人並びに、相互会社、投資法人及び特定目的会社をいいます。

手続き等は、上記地方税ポータルシステム（e L T A X）にお問い合わせください。

## 申告書・納付書等の発送停止について（令和2年10月から）

三重県では、従来より申告期限が近づいた全ての法人に対し、申告書（納付書付）等を郵送させていただいておりましたが、現在電子申告をいただいている法人につきましては、令和2年10月（予定）より、電子申告上で「プレ申告データ」を送信した上で、申告書（納付書付）等の送付を停止させていただきますのでご理解の程よろしく申し上げます。

なお、納付につきましては、上記の「地方税共通納税システム」をご利用いただくか、三重県のホームページより納付書をダウンロードのうえ使用していただきますようお願いいたします。

また、紙申告をいただいている法人につきましては、従来どおり、申告書（納付書付）等の送付を継続いたします。

詳細については下記のホームページで確認いただけます。  
<http://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci600003231.htm>